

令和6年3月15日

各 位

埼玉県議会自由民主党議員団
団 長 田 村 琢 実
幹 事 長 中 屋 敷 慎 一

諸井真英埼玉県議会議員に対する除名処分について

埼玉県議会自由民主党議員団（以下、県議団）では、諸井真英議員（以下、諸井議員）を埼玉県議会自由民主党議員団規約第3条第3項に基づき、2024年3月15日（金）付で除名処分としましたので経緯と併せてお知らせいたします。

2月20日（火）付の読売新聞に、諸井真英議員（以下、諸井議員）の政務活動費に関する記事が掲載されたことを受け、県議団では、3月8日に政務活動費管理委員会（以下、管理委員会）を開き、事実関係の調査及び本人に対する弁明の機会としての聴聞を弁護士立ち合いのもと行い、事実関係を確認いたしました。

なお、3月8日の管理委員会の聴聞の内容は以下の通りとなります。

- ① 4月6日に当該企業に23年度分年会費を入金した事実の諸井議員への本人確認。
- ② 諸井議員がサンプル領収書を県議団へ提出した事実確認。
- ③ サンプル領収書に本来なら記載されていた「4月6日入金分」という記載が削除されている事実。
- ④ 削除された経緯について諸井議員は「事務機器の不都合で無くなったことが想定できる」と回答。
- ⑤ 県議団事務局によると、サンプル領収書に「4月6日入金分」と記載されていたことから、問題を指摘したところ約15分～20分後に削除されたものが提出されたとのこと。諸井議員は記憶にないと否定。
- ⑥ 当該企業から正式な領収書として発行された、4月24日付領収書を受領した後に、政務活動費に係る領収書を差し替えようと考えなかったかとの問いに対し、諸井議員は、「そういう考えは持たなかった」と回答。
- ⑦ 諸井議員は、読売に情報を漏らした者がいる。領収書の発生主義から問題はない。選挙でバタバタしていた。県議団から相談がなかった等の事柄を述べられましたが、今回調査の本筋とは関係ないものであり、最後まで諸井議員からは謝罪や訂正を求める発言はありませんでした。

このことから、管理委員会としては、

A 23年度支出分を22年度に付け替えて支出している点。

B サンプル領収書が改ざんされている点。

を認定し、本人に対し22年度分政務活動費の返還請求を行うに至り、昨日14日午後、諸井議員の返納すべき¥368,880が団に変更されたことを受け、県議団として令和4年度政務活動費収支報告書を修正いたしました。

当該案件においては、Ⅰ.政務活動費の不正支出、Ⅱ.私文書変造(刑法159条2項)の疑い、Ⅲ.変造私文書行使(刑法161条1項)の疑いがあり、県議団としては政務活動費における誓約違反、県議団の秩序を乱す行為であることから、除名手続きを行い本日付で了承されたものです。

記

【添付資料】

- ・ 1、資料① 諸井議員が提出した23年3月31日領収書(サンプル領収書)
- ・ 2、資料③ 会社側から提出された23年4月24日付の収入印紙の確認が取れる領収書
- ・ 3、資料④ 領収書発行企業による声明、(企業が公表した23年2月10日請求書の発行、23年4月6日の入金確認、そして正式な領収書の発行日は23年4月24日であることを記した書面

※資料②は、比較用の過去の領収書のため割愛します。

作成日：2023年3月31日

(管理番号) 23S03-7

領収書

埼玉県議会自民党議員団 御中

領収金額 ￥385,000— (税込)

(10%対象 ￥350,000—) ※

「会費 (2023年4月～2024年3月)」
として、上記正に領収いたしました。

東京都千代田区六番町1-7

Ohmae@workビル1階

株式会社ビジネス・ブレイクスルー

代表取締役 柴田 巖

2023年4月24日

〒348-0053
埼玉県羽生市南 7-18-10
諸井真英事務所
諸井 真英 様

株式会社ビジネス・ブレイクスルー 
〒102-0085 千代田区六番町 1-7
Ohmae@work ビル 1F
E-mail : kokenkai@bbt757.com
TEL : 03-3239-0231

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
つきましては、下記のとおり領収書を送付いたしますので、ご確認のうえご査収くださいますようお願い申し上げます。

謹白

作成日：2023年4月24日
(管理番号) 23S03-7

領 収 書

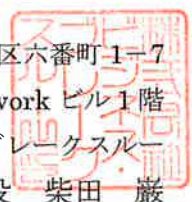
埼玉県議会自民党議員団 御中

領収金額 ￥385,000－ (税込)
(10%対象 ￥350,000－) ※

「会費 (2023年4月～2024年3月)」
として、上記正に領収いたしました。

※ 銀行振込みによるお支払い
2023年4月6日入金



東京都千代田区六番町 1-7
Ohmae@work ビル 1階
株式会社ビジネス・ブレイクスルー
代表取締役 柴田 巖 

注) 領収書は、万が一紛失されても再発行は致しかねますので予めご了承ください。

資料④ 支出先企業の声明文

報道された政務活動費に関する領収書の取り扱いについて

株式会社 Aoba-BBT（以下、「当社」）は、最近報道された政務活動費の領収書に関する疑惑について、誠実に対応し、公正な情報提供を行うことを目的としております。

●報道内容の概要：

一部の報道機関により、自民党のある県議会議員が当社から発行されたとされる政務活動費の領収書に関する報道がございました。この疑惑には、勉強会（向研会）の年会費として支出された金額が事実と異なる年度に計上された可能性が含まれています。

●当社の確認事項および対応：

当社はこの報道を受け、速やかに社内調査を行いました。その結果、以下の事実が確認されました。

◎報道内で言及された領収書は当社が発行したのですが、正式な領収書を発行する前の内容確認用の領収書画像データが使用されたと考えられます。

◎請求書の発行日は2023年2月10日、入金確認日は2023年4月6日、そして正式な領収書の発行日は2023年4月24日であり、適切に入金されております。

当社は、透明性とコンプライアンスに基づいた経営を常に心掛けております。今回の報道により、当社の関与する事務処理に疑問を持たれた方々に深くお詫び申し上げます。また、今後、当社の対応や処理の透明性を一層高めるための措置を講じ、社内の管理体制の強化に努めてまいります。

当社は、今回の件に関し、関係者との間で適切な対話を継続し、必要に応じて追加情報の提供を行います。また、当社へのご質問やご懸念に対しては、迅速かつ誠実に対応して参ります。

皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、今後とも株式会社 Aoba-BBT への変わらぬご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 Aoba-BBT
代表取締役社長 柴田 巖